

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 軽油引取税の「当分の間税率」の廃止等

- 1 軽油引取税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。
(地方税法附則第 12 条の 2 の 8、第 12 条の 2 の 9 及び第 53 条関係)
- 2 現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。
(改正法附則第 21 条関係)
- 3 政府は、軽油引取税の税率の特例の廃止に伴う軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。
(改正法附則第 22 条関係)

二 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。